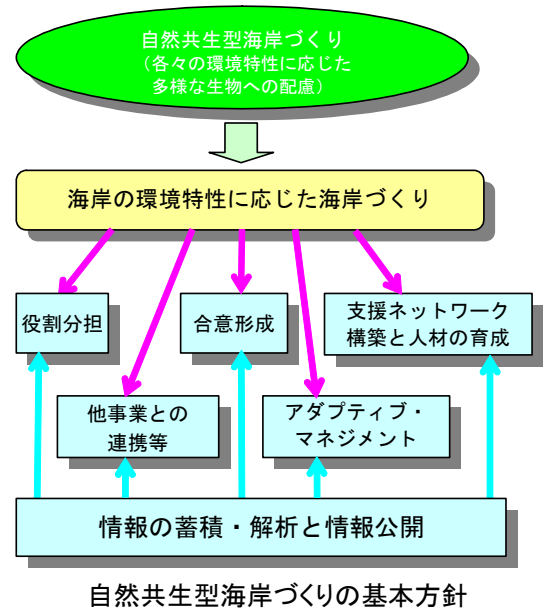


3. 防護・環境・利用の調和した海岸事業の推進

○自然共生型海岸づくりの推進

「自然共生型海岸づくり」とは、海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成等を通じて、地域の海岸特性をふまえた海岸環境の保全・再生を図る過程（プロセス）であり、これからの海岸整備や管理は、この考え方にに基づき進めていく必要がある。

自然共生型海岸づくりでは、関係者間の合意形成と役割分担、他事業との連携、アダプティブ・マネジメント等に取り組むとともに、これらの基礎となる海岸に関わる各種情報の蓄積と公開、支援ネットワーク構築や人材育成に努める方針である。



・伊勢湾西南海岸〔三重県〕

伊勢湾西南海岸は、築堤後50年が経過し、堤防の老朽化が著しく、また、海岸侵食による砂浜の減少が進行していることから早期の整備が必要な一方、アカウミガメが産卵するなど、自然環境の保全に配慮が必要な海岸である。事業の計画・実施にあたっては、地元の教育関係者、自治会、漁業関係者等からなる地域懇談会を現在まで8回実施し、計画を立案している。

地域とともに歩む海岸づくりを目的として地域懇談会を実施



防護・環境・利用に関する意見を事業に反映



- ・生態系に配慮し近隣の砂を使用
- ・環境教育の場の創設

子供たちと
アカウミガメのふ化
調査を実施



アカウミガメの
上陸

・野付崎海岸〔北海道〕

北海道東部に位置する野付崎海岸は、近年、土砂収支の不均衡によって、著しい海岸侵食が生じているため海浜の安定化を図ることが必要な一方、特異な砂嘴地形であり背後の湿原を含めて海岸域は多様な生態系を有し、自然環境の保全に配慮が必要な海岸である。事業の計画・実施にあたっては学識経験者等からなる検討委員会と自然保護・教育関係者、地域住民、漁業協同組合等からなるエコ・コースト推進協議会を実施し、自然環境に配慮した海岸整備を推進している。



地域とともに自然環境に配慮した整備を目的としエコ・コースト推進協議会を実施。



地形変化特性を考慮し整備計画の具体案を検討することを目的とし検討委員会を実施。



侵食が著しく砂浜が消滅。

特異な砂嘴地形の海岸域で多様な生態系を有し自然環境に配慮が必要。



オジロワシ



タンチョウ



ハマナス



トドワラ

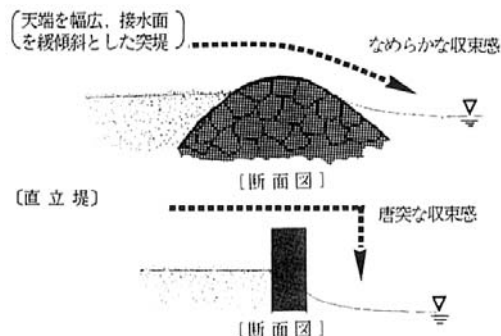
○景観に配慮した海岸事業(海岸景観形成ガイドライン)

平成15年に「美しい国づくり政策大綱」が取りまとめられ、平成16年に「景観法」が成立するなど、今後の海岸事業の実施にあっても、景観への更なる配慮が必要である。

良好な海岸景観形成を図るため、行政関係者や市民等が、海岸と生活との関係を見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取組みの方策を示す「海岸景観形成ガイドライン」を策定した。

(平成18年1月 海岸省庁共同)

海岸保全基本計画の改訂時や海岸事業を実施する場合の事前検討等に本ガイドライン等を活用して、良好な景観の形成を推進する。



○人々が親しみやすい海岸づくり

・コースタル・コミュニティ・ゾーン整備(C. C. Z.)

社会基盤整備事業(公園・道路・下水道・治水等)と連携して海辺の交流拠点を創出する。



ブルービーチ那智

(和歌山県 那智勝浦町 那智勝浦海岸)

・いきいき・海の子・浜づくり

少年自然の家等の教育関連施設整備や野外学習、環境教育支援プログラムの実施と連携し、緩傾斜堤防、海浜静穏域の形成のための人工リーフ等の整備を行っている。



(鹿児島県 垂水市 垂水海岸)

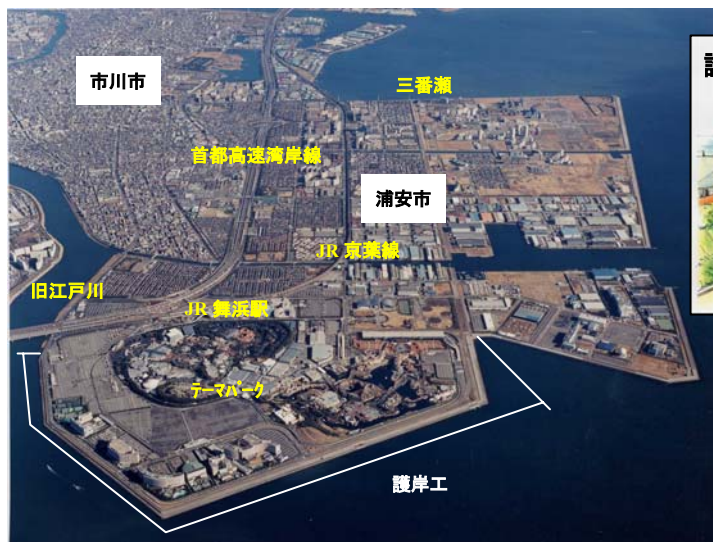
海岸マラソン大会



(新潟県 上越市 郷津海岸)

・観光振興に資する海岸整備

都市の観光地において高潮災害等を防止し、国内外の交流の場であり経済活性化上の重要な産業である観光振興を支援する。



護岸整備イメージ



テーマパークと一体的に整備し、
背後の都市を防護

(千葉県 浦安市 浦安海岸)